

堺市担い手登録型訪問サービス等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項及び堺市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年制定。以下「総合事業要綱」という。）に定めるもののほか、法及び総合事業要綱の規定に基づき介護予防・生活支援サービス事業として実施する担い手登録型訪問サービス、担い手登録型通所サービス及び短期集中通所サービス（以下これらを「サービス」という。）について必要な事項を定める。

(サービスの内容等)

第2条 サービスの内容は別表第1に、サービスの期間等は別表第2に定めるとおりとする。

(サービスの委託)

第3条 サービスは、利用者の決定及び支給すべき費用の額の決定に係る業務を除き、法第115条の47第4項の規定により、担い手登録型訪問サービスにあつては別表第3に定める基準を、担い手登録型通所サービスにあつては別表第4に定める基準を、短期集中通所サービスにあつては別表第5に定める基準を満たす法人に委託して行うものとする。

2 前項の規定によりサービスを委託した場合における委託料の額は、総合事業要綱第9条に規定する第1号事業に要する費用の額から総合事業要綱第14条に規定する利用料を控除した額とする。

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(堺市短期集中通所サービス事業実施要綱の廃止)

2 堺市短期集中通所サービス事業実施要綱（平成29年度制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(旧要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定に基づく短期集中通所サービスを利用している者については、この要綱の施行後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	サービスの内容
担い手登録型 訪問サービス	(1) 介護予防に資するサービスの提供 (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等（次号において「利用者の心身の状況等」という。）を踏まえた介護予防に資する目標の設定等をその内容とするサービス計画の作成
担い手登録型 通所サービス	(3) 利用者の心身の状況等の変化に応じたサービス計画の変更 (4) サービス計画の有効期間又はサービスの終了時におけるサービスの利用による効果の評価 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
短期集中通所 サービス	(1) 運動器の機能向上に係る介護予防プログラムの提供 (2) 必要に応じた栄養改善、口腔機能の向上及び認知症予防に係る介護予防プログラムの提供 (3) 担い手登録型訪問サービス及び担い手登録型通所サービスの項第2号から第5号までに掲げる事項 ※サービス提供時間は、1回2時間程度又は1回1時間以上のいずれかとする。なお、老人福祉センターで実施する場合には、1回2時間程度とする。

。

別表第2（第2条関係）

名称	サービスの期間等
担い手登録型 訪問サービス	<p>(1) サービスの期間は、介護予防ケアマネジメントにより必要と認められた期間とする。</p> <p>(2) サービスの利用は、要支援1の認定を受けている者にあつては週2回を限度とし、要支援2の認定を受けている者、事業対象者又は継続利用要介護者にあつては週3回を限度とする。</p>
担い手登録型 通所サービス	<p>(1) サービスの期間は、介護予防ケアマネジメントにより必要と認められた期間とする。</p> <p>(2) サービスの利用は、要支援1の認定を受けている者にあつては週1回を限度とし、要支援2の認定を受けている者、事業対象者又は継続利用要介護者にあつては週2回を限度とする。</p>
短期集中通所 サービス	<p>(1) サービスの期間は、3月とする。ただし、市長は、サービス計画の達成状況に応じ、これを延長することができる。</p> <p>(2) サービスの利用は、週2回を限度とする。ただし、(1)に規定する期間内（(1)ただし書の規定により期間を延長した場合にあつては、当該延長した期間内）において、24回を超えることができない。</p>

※継続利用要介護者とは、事業対象者、要支援1、2の利用者が要介護認定を受けた後も継続的に担い手登録型訪問サービス又は担い手登録型通所サービスを受けるものをいう。

別表第3（第3条関係）

担い手登録型訪問サービスの基準

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 次に掲げる人員を配置すること。

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	1人
訪問事業責任者	次の各号のいずれかの資格を有すること。 (1) 介護福祉士 (2) 介護職員初任者研修課程修了者等（法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下同じ。） (3) 旧訪問介護員3級修了者（介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第106号）附則第2条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（平成12年厚生労働省令第23号）第1条に規定する3級課程を修了した者をいう。以下同じ。） (4) 生活援助サービス従事者研修修了者（堺市生活援助サービス従事者研修実施要綱（平成29年制定）に規定する研修を修了した者をいう。以下同じ。）	1人以上
従事者	訪問事業責任者の項に規定する資格要件を満たすこと。	必要数

(2) 事業の運営を行うために、必要な面積を有する事務室を備えていること。

別表第4（第3条関係）

担い手登録型通所サービスの基準

次の各号のいずれにも該当すること

(1) 次に掲げる人員を配置すること

職種	配置基準
管理者	1人
従事者	利用定員が15人以下である場合は1人以上配置し、利用定員が15人を超える場合は必要数を追加すること。

注意 管理者又は従事者のうち、少なくとも1人は次のいずれかの資格を有する者であること。

ア 社会福祉士等（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。）

イ 機能訓練指導員（厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）16イ（1）に規定する理学療法士等をいう。以下同じ。）

ウ 介護福祉士

エ 介護職員初任者研修課程修了者等

オ 旧訪問介護員3級修了者

カ 生活援助サービス従事者研修修了者

(2) サービスを行うために、利用定員に3平方メートルを乗じて得た面積を有する区画を備えていること。

別表第5（第3条関係）

短期集中通所サービスの基準

次の各号のいずれにも該当すること。

(1) 次に掲げる人員を配置すること。

職種	資格要件	配置基準
管理者	なし	1人
従事者	<p>【1回2時間程度のサービスを提供する場合】 次の各号のいずれかの資格を有する者を配置すること。 (1) 機能訓練指導員 (2) 健康運動指導士</p> <hr/> <p>【1回1時間以上のサービスを提供する場合】 次の各号のいずれかの資格を有する者を配置すること。ただし、理学療法士又は作業療法士の資格を有する者を必ず1名は配置すること。 (1) 機能訓練指導員 (2) 健康運動指導士</p>	利用定員が10人に対し1人以上

(2) サービスを行うために、利用定員に3平方メートルを乗じて得た面積を有する区画を備えていること。

(3) 老人福祉センター型については、別に定めた「短期集中通所サービス運営業務（老人福祉センター型）事業所選定基準」に基づき所管課が選定した事業所であること。